

(写)

国有財産売払公告書（先着順）

下記の売払物件については、国有財産売払に係る一般競争入札において契約相手が決まらなかったことから、各物件に係る普通財産買受申請書（他必要書類含む）の申込先着者を契約相手方として売却します。

記

【売払物件】

物件番号	種目	所在	地番	地目	数量	売払金額
001	土地	滝川市滝の川町 西4丁目	975番44 975番45 975番68	宅地	651.43 m ²	¥1,590,000
002	土地	滝川市滝の川町 西4丁目	975番41 975番42	宅地	585.17 m ²	¥1,420,000
003	土地	滝川市滝の川町 東3丁目	1140番6	宅地	826.43 m ²	¥9,360,000
	建物			建 152.67/ 延 458.25 m ²		
	建物			建 11.04/ 延 11.04 m ²		
004	土地	美唄市東7条北1丁目	1776番30	宅地	1577.62 m ²	¥1,900,000
005	土地	美唄市東6条南2丁目	1451番403 1451番698 1451番699	宅地	1076.72 m ²	¥1,850,000
006	土地	紋別市大山町1丁目	29番31	宅地	312.00 m ²	¥1,830,000
007	土地	夕張市鹿の谷山手町	61番	宅地	672.28 m ²	¥120,000

1. 普通財産買受申請書申込期間、申込窓口及び申込方法

(1) 申込期間

平成29年11月21日（火）から平成30年3月30日（金）まで
※土日祝日等北海道労働局の閉庁日を除く9時から17時まで

(2) 申込窓口

〒060-8566
北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎9階南側
北海道労働局総務部総務課会計第四係

(3) 申込方法

普通財産買受申請書及び誓約書（他添付書類含む）を持参又は郵送による。

※ 上記以外の方法（例えば、FAX又はメール等）により提出された普通財産買受申請書は無効となり、受付できません。

(4) 添付書類

- ①個人の場合：
 - (i) 「住民票抄本」（発行後3ヵ月以内のもの）
 - (ii) 「印鑑証明書」（発行後3ヵ月以内のもの）
- ②法人の場合：
 - (i) 「登記事項証明書（現在事項全部証明書）」（発行後3ヵ月以内のもの）
 - (ii) 「印鑑証明書」（発行後3ヵ月以内のもの）
 - (iii) 「役員一覧」

2. 普通財産買受申請書提出要件

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令 70 条及び 71 条の規定並びに国有財産法第 16 条の規定に該当する者。
- (2) 「暴力団員による不当な行為防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び警察当局から排除命令がある者。

3. 契約相手方の決定方法

有効な普通財産買受申請書(誓約書及び必要添付書類含む)提出者のうち、先着 1 者を契約相手方とする。ただし、同一物件に係る普通財産買受申請書(誓約書及び必要添付書類含む)について、持参及び郵送問わず同日に複数者より提出があった場合には、抽選により提出順を決定する。

4. 手続き案内書及び契約条項を示す場所

北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎 9 階南側
北海道労働局総務部総務課会計第四係
※手続き案内書の郵送も承ります。

5. 契約締結について

(1) 契約締結期日

売買契約締結は契約相手方を決定した日から 30 日以内とする。ただし、30 日目が土日祝日等による北海道労働局の閉庁日となる場合は、直前の開庁日を契約締結期日とする。

(2) 契約保証金

契約相手方決定から売買契約締結日までに売買代金の 1 割以上を納付するもの。

6. 契約書作成の要否

契約書作成を要する。

7. 売買代金の支払いについて

(1) 金額

売買代金のうち、納付済みの契約保証金を除いた残額。

(2) 支払方法

北海道労働局が発行する納入告知書によって、契約締結日より 20 日以内に金融機関にて納付すること。

8. 契約内容の公表について

契約を締結した場合には、契約内容を公表するものとする。

公表内容は、物件所在地、区分、数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分及び法人にあってはその業種とする。

以上公示する。

平成 29 年 11 月 21 日

契約担当官

北海道労働局長 引地 睦夫

連絡先 北海道労働局総務部総務課会計第四係
電話 011-709-2311 (内線 3522・3579)